

2020年10月1日

お客様各位

東京都食品衛生自主管理認証制度指定審査事業者
株式会社 町田予防衛生研究所
認証審査室

東京都食品衛生自主管理認証制度終了に伴うご案内

拝啓 貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より弊社サービスにご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、指定審査事業者として東京都食品衛生自主管理認証制度の申請受付および審査・認証業務を行って参りましたが、「HACCP に沿った衛生管理」の制度化を受け、都は自主管理認証制度が果たしてきた役割が終了するとの判断に至り、順次、制度終了に向けて動いております。この動きを受け、弊社では以下のように対応させていただきたく、ご案内申し上げます。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後とも弊社サービスをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新規申請について

新規申請の受付の終了日	2020年12月28日
認証の決定の終了日	2021年5月31日

➤ 本部認証については、お問合せください。

2. 更新申請について

更新申請の受付の終了日	2021年2月28日
-------------	------------

➤ 前倒しの更新申請を承ります。

3. 更新の場合の次回認証期間について

対象施設	今後の流れ
2021年5月31日までに満了日を迎える施設様	<u>満了日までに更新申請いただき、審査を完了した場合、1回目の更新では満了日の翌日から3年間、2回目以降の更新では2025年3月31日まで認証を維持することができます。</u> <u>満了日3ヶ月前までにご案内文書をお送りいたします。</u>
2021年6月1日以降に満了日を迎える施設様	<u>前倒しで更新手続きを承ります。</u> <u>2021年2月28日までに更新申請いただき、審査を行った場合、1回目の更新では2024年5月30日まで、2回目以降の更新では2025年3月31日まで認証を維持することができます。</u> <u>対象の施設様には2021年1月頃から弊社よりご案内文書をお送りする予定です。</u>

➤ 認証期間内は有効です。引き続き認証マークが使用可能です。

- 2021年5月31日以降も認証を維持される場合は、衛生管理計画のご提出が必要です。また、年1回「履行状況確認」にご対応いただきます。

4. 更新を希望しない場合について

有効期間満了に併せて、弊社より有効期間が終了する旨の通知をお送りします。制度終了のため、認証辞退届（第6号様式）の提出や認証書の返却等の手続きはありません（省略可能です）。

また、更新を行わない場合も、2021年5月31日以降に認証を維持される場合は、衛生管理計画のご提出と年1回の「履行状況確認」へのご対応が必要です。

認証期間の終了をまたず認証の辞退（返上）をご希望の場合はご連絡ください。

5. お問い合わせ窓口

株式会社 町田予防衛生研究所
認証審査室 大津、吉澤、加藤
TEL 042-732-3938
FAX 042-725-6821

以上